

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部男女参画・県民活動課に備え置き、平成27年9月10日まで縦覧に供する。

平成27年7月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成27年7月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

（変更前）NPO法人日本中華武術協会

（変更後）NPO法人日本香川精武体育会

山口 大輔

東かがわ市湊1104番地3

3 定款に記載された目的

この法人は、運動や身体を動かすことに関心を持つ高齢者、子ども、ハンディキャップを持つ人その他老若男女の地域住民に対して、中国の文化、生涯スポーツ、健康法として広く知られ、実践されている中国の太極拳、長拳、練功十八法その他伝統的な武術及び国内外を問わず広く行われている武術、体操等の要素を持つ健身法（以下、中国武術、健身法等とする。）の指導、普及活動に関する事業を行い、もって地域社会と住民の健康・福祉の推進に寄与することを目的とする。